

京 都 労 働 局  
平成 21 年 5 月 22 日  
PM5 : 00 発表

経済記者クラブ 同時レク  
府政記者クラブ 同時資料配付

担 当	京都労働局 総務部 企画室
	企画室長 松 本 亨
	室長補佐 草 川 徹
	電 話 075 - 241 - 3212

平成 20 年度 個別労働紛争解決制度の運用状況  
総合労働相談件数は約 30,000 件!

【 個別労働紛争解決制度について 】

様々な労使トラブルのうち、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の労働関係法令違反が認められる場合は、労働基準監督官が監督指導により、その是正に当たっているが、これら強行法規に規程のない民事上の労使トラブルにおいては、個別労働紛争解決制度による問題解決の努力を図っている。

京都労働局は京都府内 9 カ所の総合労働相談コーナーを設置し(平成 21 年度から 1 カ所増設)、幅広く労働相談に対応している(総合労働相談コーナーの連絡先、所在地は別紙のとおり)。

相談には、一般的な労働関係法令の解釈や関係判例の動向についての相談、具体的な個別の労働紛争に関する事案に即した解決策についての相談がある。後者の場合でも、法令違反に当たらない場合は、まず、当事者間での自主的な問題解決を援助すべく、解決に向けての適切なアドバイスと情報提供が行われる。

しかし、当事者間だけでは解決しない場合には、簡易、迅速な裁判外の紛争解決手段として、労働局長の助言・指導や学識経験者等で構成される紛争調整委員会によるあっせん制度を設け、紛争の円満な解決に努めている。

【 運用状況の概要 】

京都労働局は平成 20 年度(1 年間)の個別労働関係紛争解決制度の実施状況を取りまとめた。概要は、以下のとおり。

- 1 総合労働相談件数 . . . . . 29,875 件 (14.9%増 )  
うち民事上の個別労働紛争相談件数 . . . . . 7,710 件 (11.5%増 )
- 2 助言・指導申出受付件数 . . . . . 137 件 (13.9%減 )
- 3 あっせん申請受理件数 . . . . . 228 件 (31.0%増 )

( 増減率は、平成 19 年度実績と比較したもの。 )

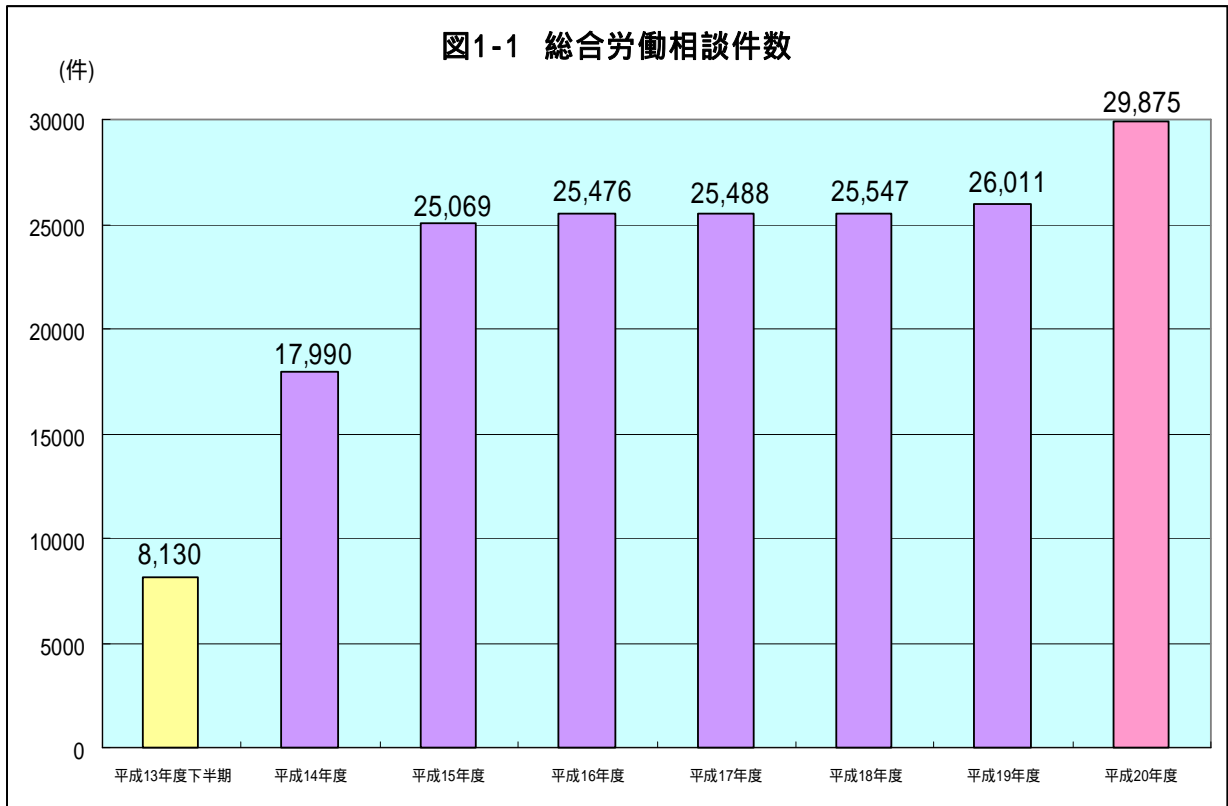
総合労働相談コーナー等に寄せられた相談件数は、平成 13 年 10 月の個別労働紛争解決法施行以来増加し続け、約 30,000 件に達した。

相談の内容は、法違反の是正のため行政指導の実施等を求めるものが全体の 54%、次いで、民事上の個別労働紛争が 26%となっている。民事上の個別労働紛争の内容は、解雇・雇止め、退職勧奨、労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ、その他の労働条件等であった。

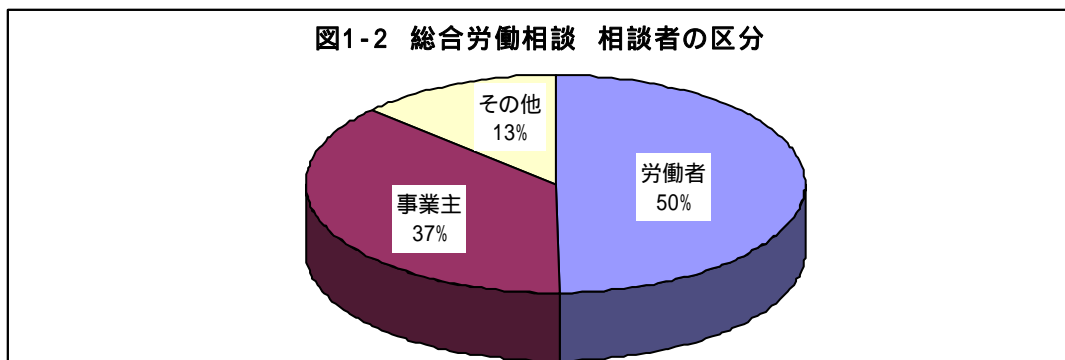
また、平成 20 年度の助言・指導申出件数及びあっせん申請件数については、助言・指導申出件数は前年度に比べ減少しているものの、あっせん申請件数は大きく増加し、本制度が裁判外紛争処理制度(ADR)として広く認識され、活用されていることが認められる。

## 1 総合労働相談関係

- (1) 京都労働局をはじめ府内 8 ヲ所(平成 20 年度)に設けている総合労働相談コーナー等において、平成 20 年度に寄せられた総合労働相談(個別労働紛争相談をはじめ法令・制度の問い合わせ、法違反の是正を求める等労働分野に関する相談)の件数は、引続き増加し、対前年度比で 14.9%増、件数で 29,875 件と制度発足以降、最多となった(図 1-1)。



- (2) 総合労働相談における相談者の区分をみると、労働者からの相談が 50%と半数を占めるものの、事業主からの相談も 37%と、本制度が労働者だけでなく、事業主からも多くの利用があるほか、その他が 13%あり、労働者や事業主の家族、友人、知人等の周辺にいる人々からも労働に関する相談制度として活用されていることが推測される(図 1-2)。



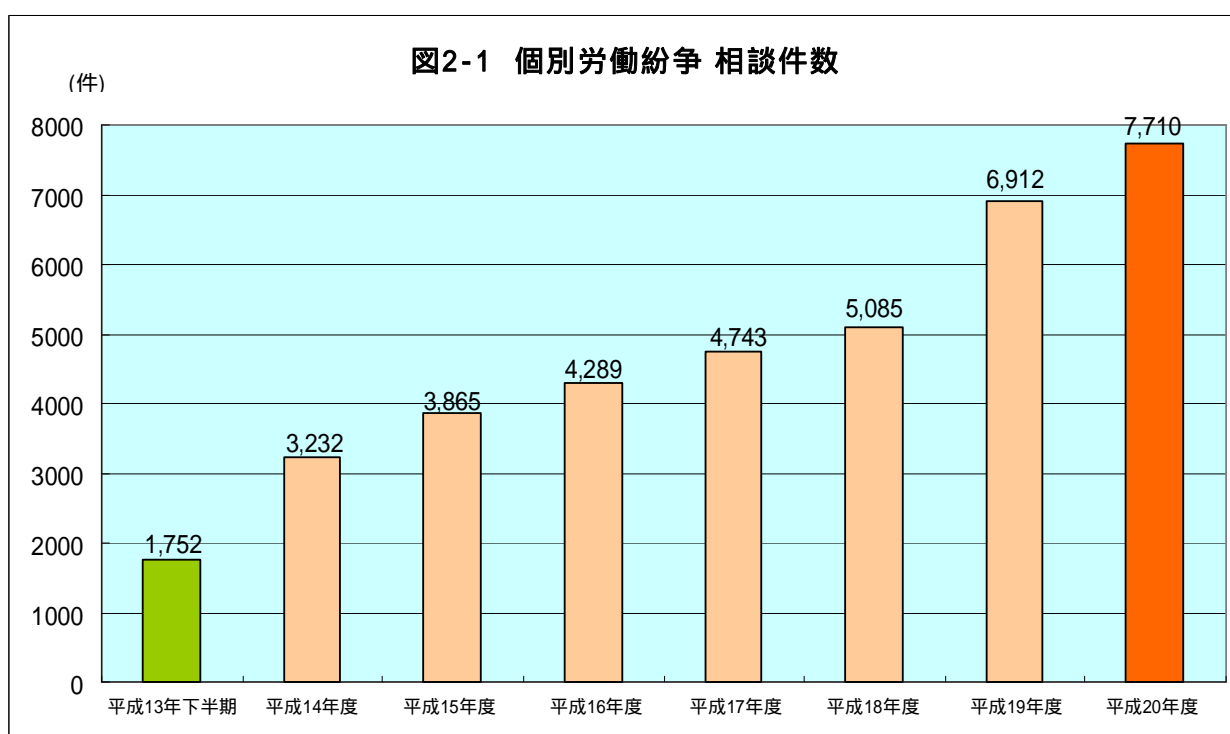
- (3) また、相談内容では、「法違反の是正や行政指導の実施を求めるもの」が 54%と過半数を占めるに至り、次いで、「民事上の個別労働紛争」、「法令・制度の問い合わせ」の順となっており、比率は前年度とほとんど変化はない(表 1)。

表1 総合労働相談の相談内容の区分

総合労働 相談の区 分	区分	割合(%)
	法違反の是正や行政指導の実施を求めるもの	54%
	民事上の個別労働紛争	26%
	法令・制度の問い合わせ	15%
その他	5%	

2 個別労働紛争相談（労働基準法等の法令違反を伴わない、いわゆる民事上の個別的な労働関係の紛争に関する相談）関係

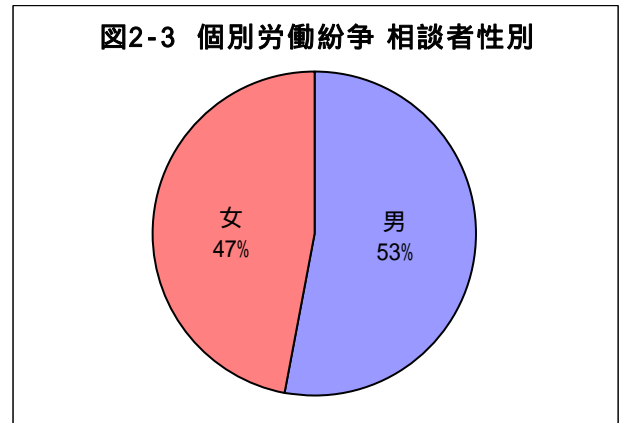
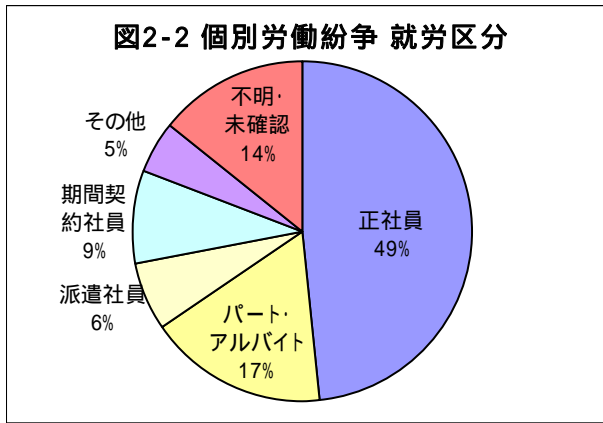
(1) 個別労働紛争相談は7,710件と、大幅に件数が増加した前年度の6,912件から、さらに11.5%増加している(図2-1)。



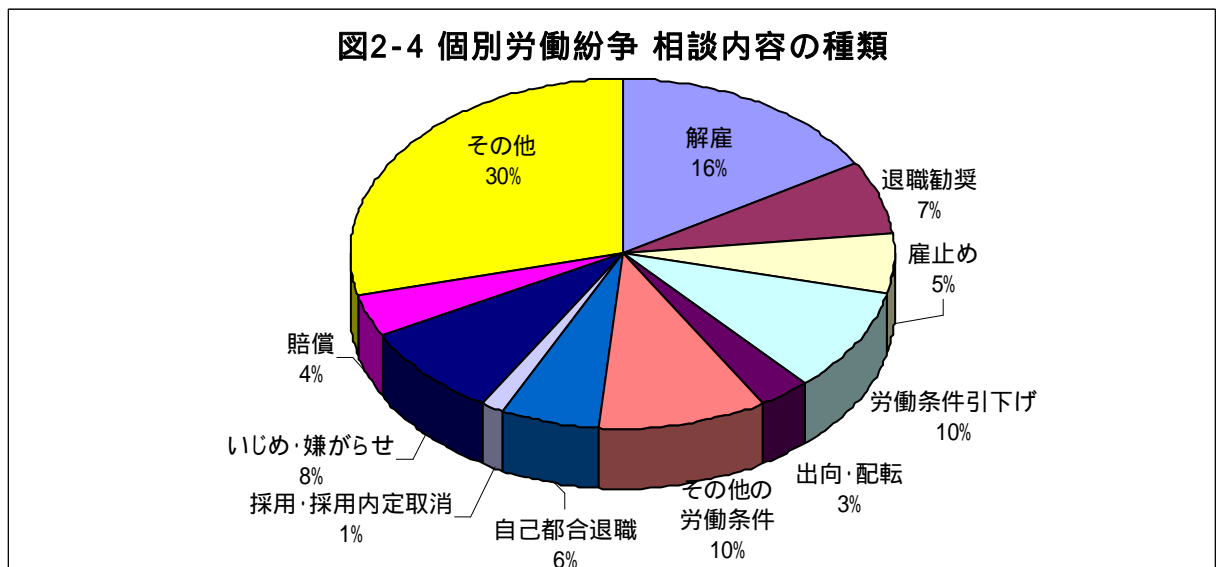
(2) 個別労働紛争相談における労働者の就労区分をみると、正社員からの相談が全体の49%で最も多く、前年度に比べ3%増加している。また、パート・アルバイト、派遣労働者や期間契約社員等の非正社員の割合も、期間契約社員が2%増加したため、全体でも前年度比1%増の32%(注1)に達している(図2-2)。

また、性別では前年度は女性からの相談が大きく増加したが、平成20年度は男性が対前年度比8%の大幅な増加となっているのが特徴である(図2-3)。

(注1) 個別労働紛争の相談における非正社員(パート・アルバイト、派遣労働者、期間契約社員)の割合は32%であるが、以下に記載する「3 労働局長の助言・指導」の申出人においては56%、「4 紛争調整委員会によるあっせん」の申請人においては38%を非正社員が占めている。但し、あっせん申請については、前年度に比べ、正社員の比率が11%上昇している。



(3) 相談内容を種類別にみると、解雇(16%)、労働条件引下げ(10%)、その他の労働条件(10%)、いじめ・嫌がらせ(8%)、退職勧奨(7%)、の順になっており、それ以外にも多岐にわたっているが、前年度に比べ、解雇、労働条件引下げ、退職勧奨の比率が増加している(図2-4)。



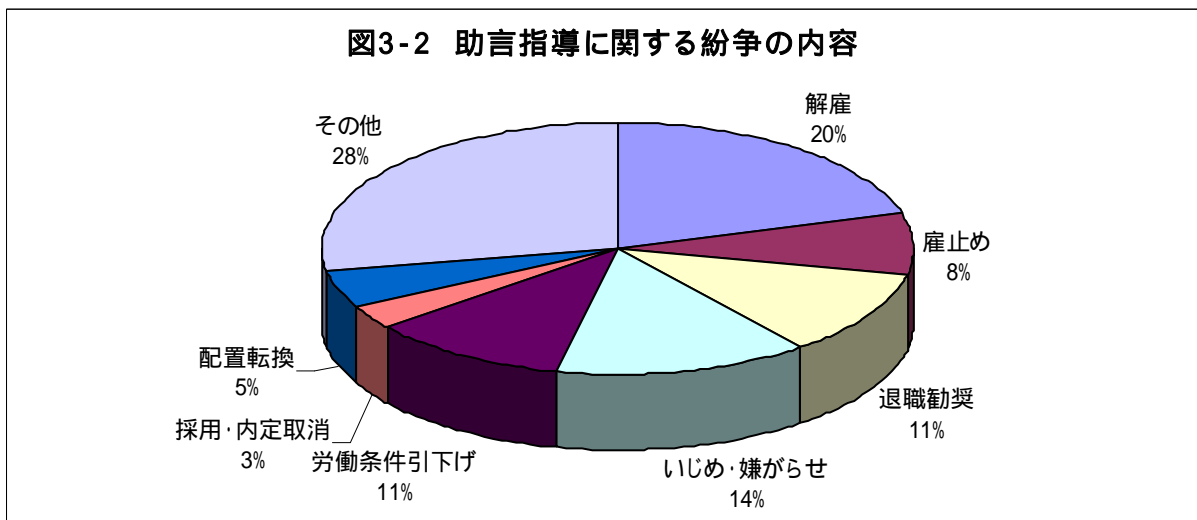
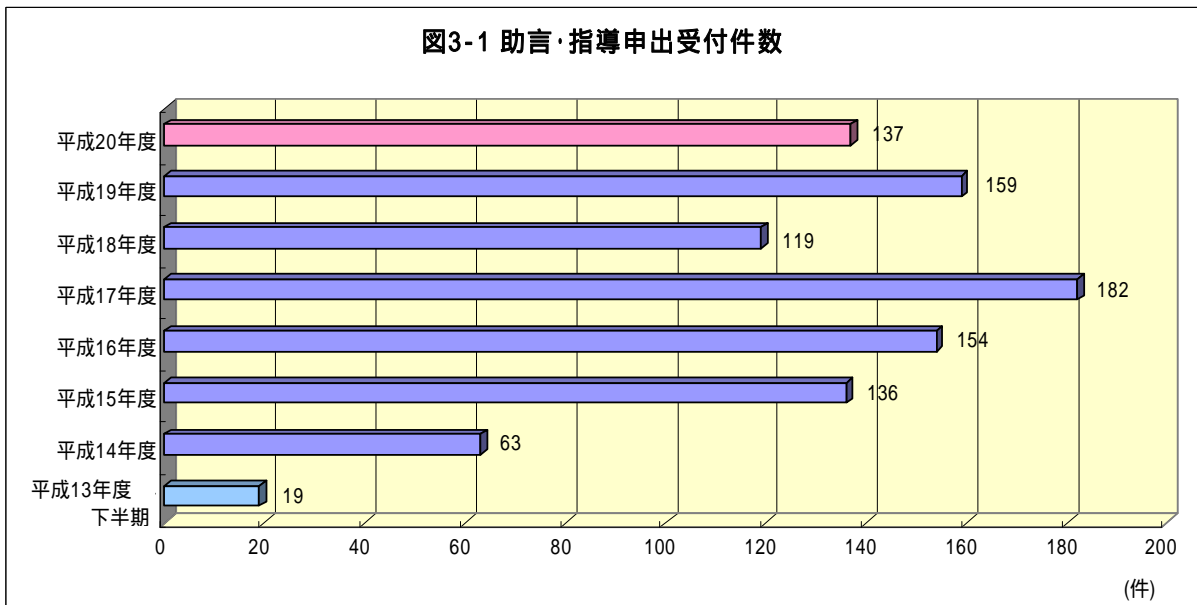
### 3 労働局長の助言・指導制度

(1) 「労働局長の助言・指導」とは、都道府県労働局長が関係法令や判例等を参考に個別労働紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、紛争当事者が自主的に紛争を解決することを促進する制度である。

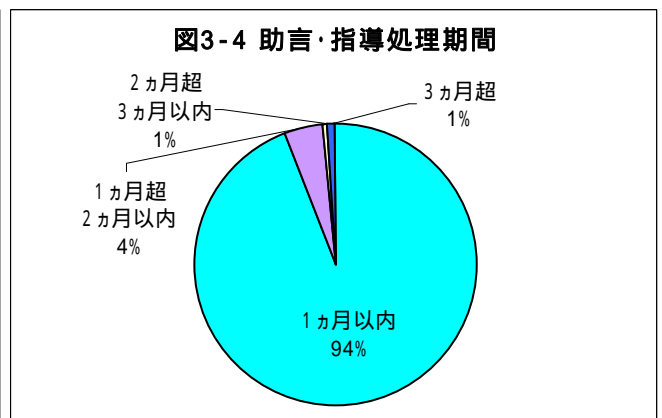
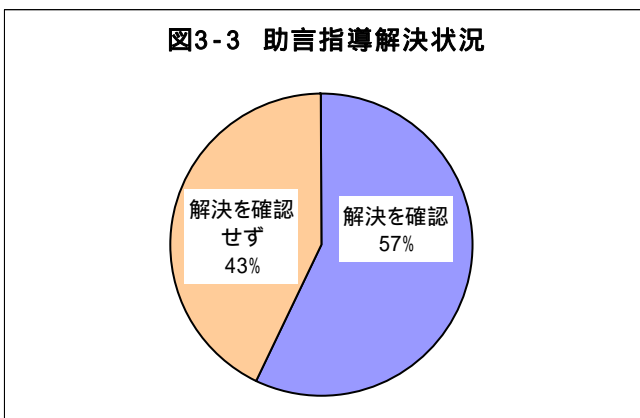
この制度は、民事的な個別労働紛争に関し、紛争当事者の話し合いによる解決を促すものであって、一定の措置を強制するものではない。したがって、法令違反の申立事実がある場合には、まず、指導権限を持つ機関がそれぞれ、法令等に基づく行政指導を実施することになる。

(2) 平成20年度の助言・指導申出受付件数は137件であり、前年度の159件から13.9%の減少となった(図3-1)。

助言・指導の申出における紛争内容は、解雇(20%)に関するものが最も多く、次いで、いじめ・嫌がらせ(14%)、労働条件引下げ(11%)、退職勧奨(11%)、雇止め(8%)が続き、雇用関係の打切りや労働条件引下げに関する内容が上位を占めている(図3-2)。



(3) **解決状況**をみると、平成20年度中に助言・指導を実施した事案137件すべてにおいて当年度中に処理を終了し、このうち、57%に当たる78件の事案については解決に至ったことを確認している(図3-3)。なお、助言・指導の**処理期間**については、1ヵ月以内に処理を終了したものが94%を占めるものの、1ヵ月超2ヵ月以内が4%、2ヵ月超3ヵ月以内、3ヵ月超の処理期間がかかったものが各1%ずつあり、今後、一層迅速な運用をすすめる必要がある(図3-4)。



#### 4 紛争調整委員会によるあっせん制度

(1) 「紛争調整委員会(注2)によるあっせん」とは、紛争当事者間に学識経験者であるあっせん委員が入り、双方の主張の要点を確かめ、事案により、両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど当事者間の話し合いを促進・調整することにより紛争の解決を目指す制度であり、実際には多くの事案において解決金の支払い等による解決が図られている。

また、あっせんは、労使間の民事問題に関する任意の制度であるため、あっせん開始の通知を受けた相手方(被申請者)が、あっせん手続きに参加する意思がない旨を表明したときは、あっせんを実施せず、処理を打ち切ることとなる。また、紛争当事者の双方があっせん案に合意した場合には受託されたあっせん案は民法上の和解契約の効力をもつことになる。

(2) 平成20年度におけるあっせん申請受理件数は228件と前年度の174件から31%の大幅な増加となった(図4-1)。

あっせん申請における紛争内容は、解雇に関するものが49%と前年に比べ13%の大幅増となり、約半数を占めるに至った。次いで、職場におけるいじめ・嫌がらせに係る事案が14%、退職勧奨、労働条件引下げが、それぞれ7%で続いている(図4-2)。

あっせん申請における要求内容をみると、補償金の支払いを求めるものが全体の78%で前年度に引続き最多であるが、解雇、雇止めの撤回が前年度の4%から14%に上昇し、2番目となった。その他に、労働条件引下げの撤回や謝罪、損害賠償額の減額を求める事案などがあった(表2)。

(3) あっせんでの和解状況は、平成20年度中に処理を終了した事案228件(注3)のうち66件の事案があっせんにより和解に至り、あっせん手続きを進める中で、あっせん実施前に和解したことによりあっせん申請を取下げた13件を含めると、79件(35%)があっせん手続きにより和解している。

一方、120件(53%)の事案については、事業主のあっせん不参加により、また、21件(9%)については、あっせんを実施したものの和解不成立により手続きを打切っている(表3)。

あっせんの参加状況は、参加が38%、不参加が53%、取下げが9%である(図4-3)。

あっせんが実施された事案については、和解した率は76%に達している(図4-4、表3)。

なお、あっせん手続きの処理期間については、1ヵ月以内(71%)、2ヵ月以内(26%)、3ヵ月以内(2%)、3ヵ月超(1%)となっており、全体の97%が受理から2ヵ月以内に処理を終了しており、僅かながら前年度に比べ処理期間が短縮している(図4-5)。

但し、前年度に比べると、参加率、和解率ともに低下しており、任意の制度であることを前提にしつつ、紛争の円満な解決に有効な制度であることを周知するなどにより、参加率及び和解率の向上を図る必要がある。

(注2) 紛争調整委員会とは、大学教授、弁護士等労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されている。現在、京都紛争調整委員会には6名の委員がおり、この委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施するものである。

(注3) 平成20年4月~21年3月までの間にあっせん申請を受理した事案は228件、同期間中であっせんの手続きを終了した事案も228件であるが、前年度分の処理及び翌年度への繰越があり、件数は必ずしも一致しない。

図4-1 あっせん申請受案件数

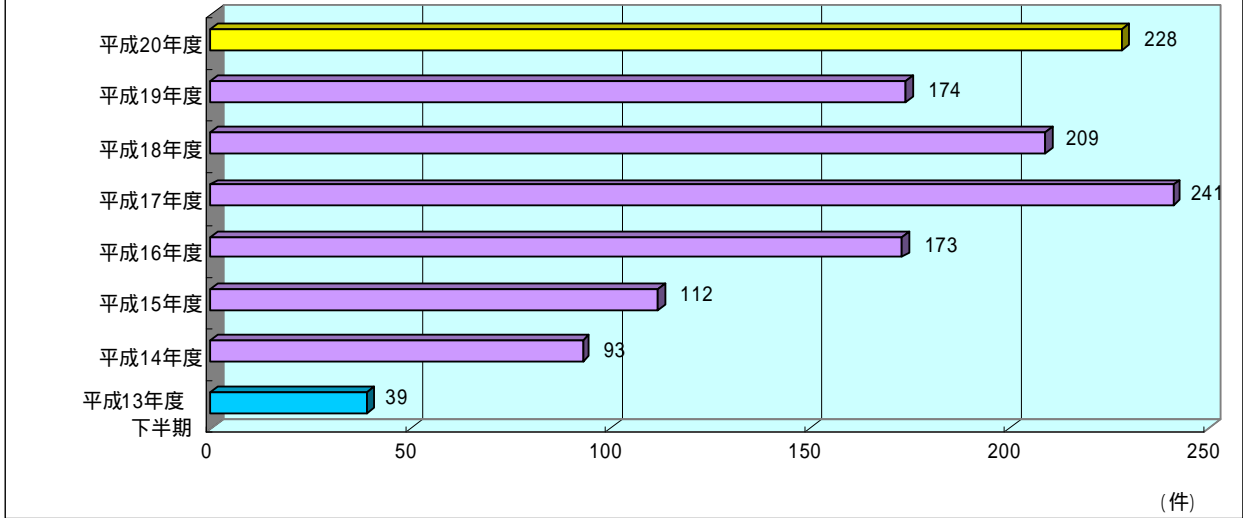


図4-2 あっせん申請の紛争内容

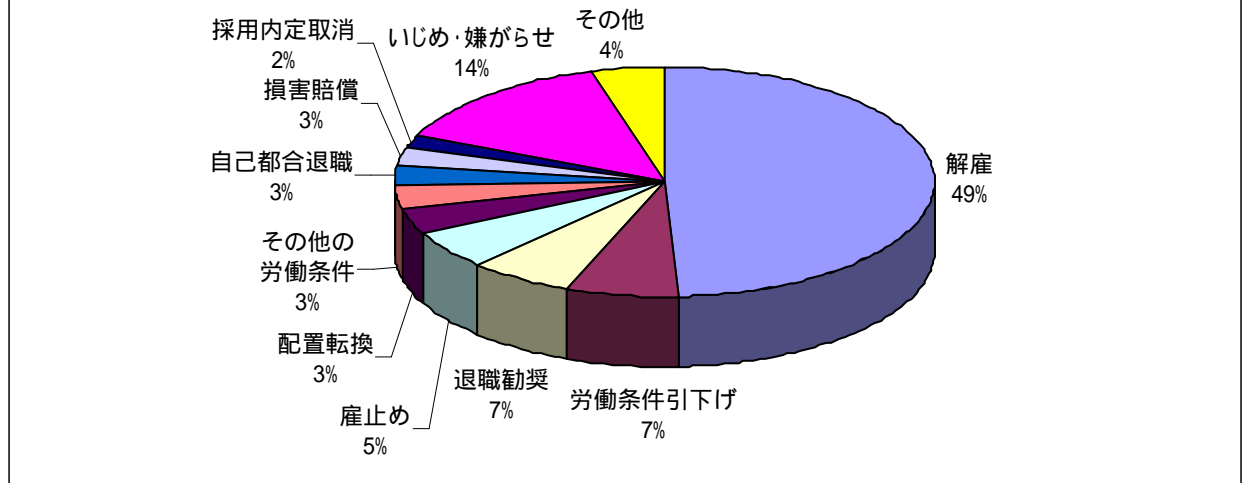


図4-3 あっせん参加状況

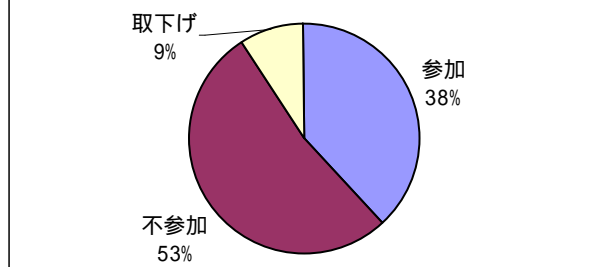


図4-4 あっせん申請和解状況

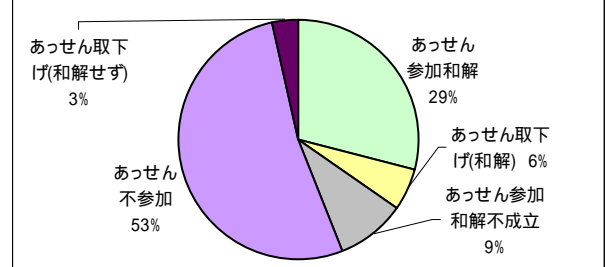
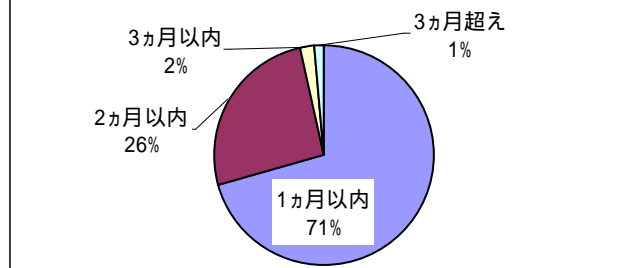


図4-5 あっせん処理期間



【表2】 あっせん申請における要求内容(平成 20 年度受理事案 228 件分)

要求内容	補償金	解雇・雇止め撤回	労働条件引下げ撤回	謝 罪
件数	182 ( 78%)	33 ( 14%)	4 ( 2%)	3 ( 1%)

要求内容	損害賠償額の減額	その他	合 計
件数	3 ( 1%)	8 ( 3%)	233 (100%) 4

( 注 4) 1 事案において複数の要求を求める事案については、各項目に計上しているため、合計数は平成 20 年度のあっせん申請受理件数 228 件と一致しない。

【表3】 あっせん申請の和解状況 (平成 20 年度処理終了事案件分)

項目	処理終了件数 (全数)	あっせん和 解成立件数	打切り		取下げ		和解率	
			あっせん和 解不成立件 数	あっせん不 参加件数	和解による 取下げ件数	和解以外の 取下げ件数	処理終了件 数に対する 和解率	あっせん実 施事案にお ける和解率
件数 (%)	228	66	21	120	13	8	35%	76%

( 注 5) 「処理終了件数に対する和解率」は、( あっせん和解成立件数 + 和解による取下げ件数) / 処理終了件数により算出している。

「あっせん実施事案における和解率」は、 あっせん和解成立件数 / ( 処理終了件数 - ( あっせん不参加件数 + 、 の取下げ件数)) により算出している。



参考

全国における運用状況について(平成 20 年度)

平成 20 年度個別労働紛争解決制度の施行状況(全国計)

1 総合労働相談件数	1,075,021 件 ( 7.8%増)
うち民事上の個別労働紛争相談件数	236,993 件 (19.8%増)
2 助言・指導申出受付件数	7,592 件 (14.1%増)
3 あっせん申請受理件数	8,457 件 (18.3%増)

助言・指導及びあっせんの処理状況

(1) 助言・指導処理期間(全国平均)

1 ヶ月以内	1 ヶ月超え
95.5%	4.5%

(2) あっせん合意状況(全国平均)

合意の成立	あっせん打ち切り	取下げ
33.4%	58.8%	7.4%

近畿における各労働局の受理件数

局名 件数	滋 賀	京 都	大 阪	兵 庫	奈 良	和歌山
総合労働相談	12,640	29,875	108,009	46,523	9,067	8,461
個別労働紛争相談	2,068	7,710	20,176	10,147	2,222	1,625
助言・指導	44	137	425	218	56	107
あっせん	122	228	651	222	186	59

## 京都府内の総合労働相談コーナー

名称	所在地	電話番号
京都駅前 総合労働相談コーナー	(〒600 - 8216) 京都市下京区西洞院通塩小路上ル 東塩小路町608 - 9 日本生命京都三哲ビル8階	075 - 342 - 3553 0120 - 829 - 100 フリーダイヤル・京都府内限定
京都労働局 総合労働相談コーナー	(〒604 - 0846) 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 京都労働局内	075 - 241 - 3221
京都上 総合労働相談コーナー	(新住所) 平成20年6月2日(月)～ (〒604 - 8467) 京都市中京区西ノ京大炊御門町19 - 19	075 - 462 - 5111
京都下 総合労働相談コーナー	(〒600 - 8007) 京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60 日本生命四条ビル5階 京都下労働基準監督署内	075 - 254 - 3195
京都南 総合労働相談コーナー	(〒612 - 8106) 京都市伏見区豊後橋町 京都南労働基準監督署内	075 - 601 - 8321
福知山 総合労働相談コーナー	(〒620 - 0035) 福知山市内記10 - 29 福知山地方合同庁舎4階 福知山労働基準監督署内	0773 - 22 - 2181
舞鶴 総合労働相談コーナー	(〒624 - 0913) 舞鶴市上安久無番地 舞鶴労働基準監督署内	0773 - 75 - 0680
丹後 総合労働相談コーナー	(〒627 - 0012) 京丹後市峰山町杉谷 丹後労働基準監督署内	0772 - 62 - 1214
園部 総合労働相談コーナー	(〒622 - 0003) 南丹市園部町新町118 - 13 園部労働基準監督署内	0771 - 62 - 0567